

○上尾市環境推進協議会会則

(名称)

第1条 この会は、上尾市環境推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、上尾市環境基本条例第26条に基づき、環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行うとともに、相互に緊密な連携を図りながら協働して取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員がそれぞれの役割や能力に応じて、自主的な取組を行うための事業に関すること。
- (2) 環境の保全と創造に関し、会員が協働して取り組むための事業に関すること。
- (3) 環境問題の普及啓発に関すること。
- (4) 環境情報の提供に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 次に掲げる者で市及びこの協議会の目的に賛同する者は、会員となる資格を有する。

- (1) 事業所及び事業所を構成員とする団体
- (2) 環境に関する活動をしている、又はこれから活動しようとする構成員が5人以上の団体
- (3) 環境問題に関し造詣の深い有識者及び環境に関心のある個人

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会届により会長に届け出なければならない。

(会費)

第7条 会費は、無料とする。

(役員及び任期)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 幹事 10人以内
- 2 会長は、上尾市長とし、本会を代表するとともに、会務を総理する。
- 3 副会長は、幹事の中から互選し、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 幹事は、会員の中から会長が選任し、役員会を構成するとともに、協議会の運営に関する事項を審議し、決定する。

- 5 役員は無報酬とし、役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 任期満了の場合を除き、新たに選任する役員の任期は、前項の規定にかかわらず、他の役員の残任期間とする。
- 7 役員は、再任されることができる。

(大会)

第9条 大会は、会員相互の交流を深めるとともに、取組についての共通認識を持ち、環境への負荷の少ない社会づくりを推進することを目的として、年1回以上開催するものとする。

(役員会)

第10条 役員会は、協議会の運営に関する事項を決定する。

- 2 役員会は、会長が招集する。
- 3 役員会は、幹事の過半数の出席が無ければ開催することができない。
- 4 役員会の議長は、会長があらかじめ指名する。
- 5 役員会の議決は過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第11条 協議会の運営にあたり、各委員の主体的な活動及び協働のネットワーク化を推進するため、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置は、役員会が決定する。
- 3 部会の運営は、各部会が自主的に行う。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は上尾市環境経済部環境政策課に置く。

(経費)

第13条 協議会の運営は、市費その他の経費で行う。

(会則の変更)

第14条 この会則は、役員会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月18日から施行する。